

屋外広告物規制告示 のお知らせ

屋外広告物 ってなあに？

広報がまごおりの3月15日号で屋外
広告物の禁止区域等の内容をご紹介し
ました。愛知県では、新たに禁止地域
等の規制告示をしましたので、次のと
おりお知らせします。

施行は今年の4月1日からです。告
示の表現が難しく分かりにくいかと思
いますが、次の3路線になります。

- ① 一般国道247号
- ② 一般国道247号(バイパス)
- ③ (愛称)三河湾オレンジロード

この禁止区域・地域では、原則とし
て屋外広告物の表示・設置ができません。
ただし、内容等によっては、許可
の可能な場合があります。また、細か
い規定もありますので、屋外広告物を
出したいとお考えの皆さんは、屋外広
告物担当までお尋ねください。

① 一般国道247号

- ・ 幡豆町大字東幡豆字彦田地内町道第404号との交差点から竹谷町太田新田地内県道蒲郡港拾石線との交差点までの区間
- ・ 上記区間の路端から100m未満までの区域
- ・ 三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から大塚町丸山地内(市境)までの区間
- ・ 上記区間の路端から100m未満までの区域

蒲郡市役所都市開発部都市計画課
屋外広告物担当(☎66-1142)

② 一般国道247号(バイパス)

- ・ 三谷町伊与戸地内市道伊与戸2号線との交差点から大塚町十能地内国道247号との交差点までの区間
- ・ 上記区間の路端から100m未満までの区域

③ (愛称) 三河湾オレンジロード

- ・ 県道長沢蒲郡線
- ・ 清田町大駄和地内清田トンネル西端から清田町上大内地内市道堀込上大内1号線の終点までの区間
- ・ 上記区間の路端から100m未満までの区域

- ・ 市道堀込上大内1号線全区間
- ・ 上記区間の路端から100m未満までの区域
- ・ 市道八百富町堀込1号線全区間
- ・ 上記区間の路端から100m未満までの区域
- ・ 市道松原町八百富町1号線全区間
- ・ 上記区間の路端から100m未満までの区域
- ・ 市道松原町竹島町1号線全区間
- ・ 上記区間の路端から100m未満までの区域

